

「農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発」
に寄せられたお問い合わせ及び回答(公募開始～平成 21 年 1 月 24 日)

Q 1 公募研究課題 1 (農業分野) の達成目標は広範な内容となっているが、公募研究課題の一部分のみを切り出して応募することはできますか。

A 公募される研究課題単位で応募する必要があり、一部分のみの応募はできません。

Q 2 5 年間の研究の実施に当たって、途中で研究計画の変更は認められますか。例えば、当初の研究計画に追加して、3 年度目に現地実証試験を追加実施することは可能なのでしょうか。

A 研究の進捗状況や翌年度の研究実施計画の妥当性等については、毎年度、運営委員会において検討を行います。その結果、運営委員会で認められれば、研究計画を変更(追加・削減)することは可能です。なお、研究計画そのものが大きく変更される場合には、当該課題について、再公募を行う可能性があります。

Q 3 公募研究課題 3 について、「温室効果ガス排出量予測・管理システム」とは具体的にはどのようなことを想定していますか。

A 例えば、漁場と漁港との関係、漁船の燃費や照明などの省エネルギーシステムなどが考えられます。

Q 4 公募研究課題 7 について、気候変動予測モデルは農林水産省から提供いただけるのですか。また、研究対象とする地理的範囲はどこまでですか。

A 気候変動予測モデルは、気象関係の研究機関で開発されていますので、これらを活用ください。また、全球気候変動予測モデルを用いて、我が国における農林水産分野に与える経済的影響評価を行ってください。

Q 5 公募研究課題 4～7 について、「複数の気候変動予測モデル」とは、同一のモデルにおける「複数の気候シナリオ」でもよいのでしょうか。

A 気候変動予測モデルにはそれぞれ異なった特性がありますので、必ず 2 種類以上の異なる気候変動予測モデルを用いて影響評価を行ってください。

Q 6 公募研究課題 6 について、「フラックス観測」とはどのようなことを想定していますか。

A 我が国周辺海域における海洋環境のモニタリングを行ってください。

Q 7 外部機関からデータの提供を受ける場合、どのように当該研究機関を位置づければよいのでしょうか。(共同研究機関、協力機関など)

A 提供を受けるデータの内容等により、ケース・バイ・ケースでご判断くだ

さい。

Q 8 有限責任事業組合（LLP）が中核機関となり応募することはできますか。

A 有限責任事業組合は、独立した法人格を有しないため中核機関となることはできません。

Q 9 応募資格の③に「提示する委託契約書に合意できること」とありますが、委託契約書条項を事前に確認することはできますか。

A ご連絡いただければ委託契約書（案）をお見せします。また、委託契約書（案）は、当該HP（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2010/project2010.htm>）あるいは、e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）からも入手可能です。

Q 10 委託費は精算払でしょうか。

A 原則として精算払となりますが、概算払について財務大臣との協議が調った場合にあっては、研究期間内に一部又は全部を概算払として支払うことが可能です。一般的には、契約締結時に四半期毎の請求限度額を定め、これに基づいて請求を行っていただくこととなります。

Q 11 パート職員（研究補助）も人件費に計上可能なのでしょうか。

A 人件費は研究に従事する者が対象となりますので、研究補助を行うパート職員については、試験研究費の賃金に計上して下さい。雇用する際には、当該賃金職員が行う業務について、本委託事業に従事することを、雇用契約書等で明確にさせていただくことが必要となりますが、複数の事業に従事する場合には、作業日誌等により、本委託事業に従事した時間を明確にさせていただく必要があります。

Q 12 提案書の様式をそのまま使うのではなく、解りやすいように書き直しても良いですか。

A 提案書様式に書かれている事項が入っていれば、解りやすいように様式を変更していただいても問題ありません。

Q 13 e-Radを利用した電子申請の場合、カラーの提案書による応募は可能ですか。また、e-Radのシステム上入力が必要な項目は、全て提案書のコピー＆ペーストで対応できますか。

A カラーの提案書での応募が可能です。なお、e-Radのシステム上入力が必要な項目は全てがコピー＆ペーストで対応可能なわけではありません。